番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
1	1	全体を通して	条例全体が当たり前のことを書いているだけではないか。 改めて議会を通して条例として定める意味がこの内容だと見いだせない。厳しい意見かもしれないが、この内容の条例を制定しても地域医療の現場が変わるとは思えない。この条例に関与している議員、県職員の実績作りにしかならないのではないかと懸念している。	当委員会では、本県の医療が、産科、小児科やへき地などの医師不足に加え、医師等低齢化などが深刻な状況に支えられていることを改めて認識したところであります。
2	1	全体を通して	条例制定によって、本県が「地域医療の崩壊」から脱却して「県民みんなで支え合う医療」が実現されればすばらしいことだと思います。 地域医療対策特別委員会が県議会に設置され、県内各地を視察された成果がこの条例に結実していると思います。ただ、「仏つくって魂入れず」にしないためには、県当局をはじめ多くの関係団体は、この条例制定によって何をしていかなければならないかを具体的に検討し、着実に実行していくことが重要であると考えております。地域医療の問題を解決する「特効薬」はないのですから。 最後に、痛ましい医療事故が絶えません。県民みんなで支え合う医療の実現を目指すうえでも、医療関係者の資質の向上を強く望むものです。「不確実な医療」を支えるためには、患者・家族と医療関係者との信頼関係が作り上げられることが大切です。	御意見のとおり、県や関係団体等の役割の 着実な実行、医療関係者の資質の向上、患者 ・家族と医療従事者との信頼関係の構築は極 めて重要であります。 地域医療を守り育てるための基本理念や、 県の責務、市町村、医療機関、県民の役割を 明らかにするとともに、施策の基本となる事 項を定めた本条例の制定により地域医療の充 実がこれまで以上に図られるものと考えてお ります。

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
3	2	5 医療機関の役割	延岡市のものとの比較だが、延岡市のものでは「良好な勤務環境の保持に努めること。」などと県のものよりも細かく踏み込んだ内容になっている。病院勤務医の長時間労働が離職の原因の一つであることをよく理解しているものと考える。 県の条例も細かく踏み込んだ内容とすることはできないのか。	当委員会としても、病院勤務医の厳しい勤務環境の改善が必要であることを県内の実態調査等により認識していることから、「5医療機関の役割」において「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の充実を図る」とし、その趣旨を盛り込んでいるところであります。
4	2	6 県民の役割	条例全体において、曖昧な表現しかないが、より具体的に定めた方がわかりやすいと思う。 例えば、延岡市の地域医療を守る条例の第4条にある「(1)かかりつけ医(日常的な診療、健康管理等を行う身近な医師をいう。以下同じ。)を持つよう努めること。 (2)診療時間内にかかりつけ医を受診し、安易な夜間及び休日の受診を控えるよう努めること。」など。	本条例は、県民が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、地域医療を守り育てるための基本理念や、県の責務、市町村、医療機関、県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めたものであります。 なお、御意見を踏まえより具体的な表現を盛り込むよう検討いたします。